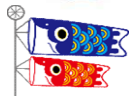


# UBC情報



発行： 2020年5月1日

No.239

Selected Clients & Professionals Relationship

## 4月から適用された主な税制

### ◎住宅取得等資金の贈与に係る非課税枠の引下げ

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和2年4月以降に消費税率10%が適用される住宅取得等の契約をした場合の非課税枠は1,000万円（省エネ等住宅は1,500万円）となります。

### ◎未婚のひとり親に対する税制措置及び寡婦（夫）控除の見直し

\*未婚のひとり親について、本人の合計所得金額が500万円以下であり、生計を一にする子を有している場合は、寡婦（夫）控除を適用する、\*寡婦（夫）控除について、寡婦にも所得制限（合計所得金額500万円以下）を設けるなどの見直しを行い、令和2年分以後の所得税に適用します。

### ◎オープンイノベーション促進税制の創設

国内事業会社が令和2年4月～令和4年3月までの間に、一定のベンチャー企業に対して1億円以上（中小企業者は1,000万円以上）を出資して株式を取得した場合、その取得金額の25%が所得控除できます。

### ◎少額減価償却資産の特例措置の見直し

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に全額損金算入できる特例措置の適用対象について、連結法人及び従業員数500人超の法人を除外した上で、適用期限を2年延長します。

### ◎その他

大法人の電子申告義務化・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・国外財産調書制度の見直しなど。

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う弊社の対応について

新型コロナウイルスの感染が広がるなか、お客様におかれましては感染予防に配慮しつつ経営を維持するという難題に奮闘をされていることと存じます。4月30日現在弊社におきましては、従業員の手洗いの励行やマスクの着用、事務所の換気・消毒等の対策を行いながら通常業務を維持しております。

感染の拡大の状況は日々変化しており、お客様によっては経営に影響が出始めている場合もあろうかと存じます。経営の維持継続に少しでも不安を感じられるようなことがありましたら、ぜひ弊社に相談のお声掛けをください。不安解消のお役に立てるよう、懸命に対応させていただきます。

現状、山口県におきましては感染者数の報告は少しずつ増加しており、油断はできない状況にあります。最も大切な「人の健康」に配慮し、今後感染が拡大した場合には、以下のような対策で業務を維持することを検討しております。

- お客様との面談機会を減らす
- 電話、インターネット通信を利用した打ち合わせ
- 郵送や電子メール等を利用した資料の受け渡し

• 弊社職員の時差出勤、在宅勤務など  
これらの対応を今後の状況に応じお客様と相談のうえ、柔軟に取り入れていこうと考えております。ご不便をおかけする面も生じることが予想されますが、何卒ご理解の程、お願い申し上げます。

一日も早い終息と経済の回復、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

### ◆GW休業のお知らせ◆

5月2日（土）～5月6日（水）の期間は、お休みさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。



# UBC社福 情報

No. 239

発行：2020年  
5月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

## トピックス

### サービス活動増減差額率は0.36%低下 ～社会福祉法人現況報告書等の集約結果公表～

独立行政法人福祉医療機構(WAM)は、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により社会福祉法人が所轄庁に届出を行った現況報告書等(現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画)の内容について集約した結果を公表しています。この度2019(令和元)年度において届出を行った現況報告書等について、その集計結果がWAMNET上に公表されましたのでお知らせします。現況報告書については平成31年4月1日現在、計算書類については2018(平成30)年度決算情報について集約した内容です。

社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人は20,883法人で、法人種別に見ると、一般法人が18,395法人、社会福祉協議会が1,906法人、社会福祉事業団が199法人、共同募金会が48法人、その他が335法人となっています。

社会福祉法人の経営状態は、これらの法人のうち計算書類の登録があり、分類が困難なデータを含む法人を除いた19,347法人を集計したものです。サービス活動収益の平均は約5億47百万円ですが、最も多い金額階級は1億円以上2億円未満で、全体の26.7%を占めています。

サービス活動増減差額率の全国平均値は2.31%、中央値は1.66%でした。前年度(平成29年度)の平均値は2.67%、中央値は2.39%でしたので、それぞれ0.36%ポイント、0.73%ポイント低下しました。また人件費比率の平均値は67.1%と、前年度よりも1.3%ポイント上昇しています。詳細は以下をご覧ください。  
(総合福祉研究会)

[https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/zaihyoupub/aggregate\\_results\\_2019.html](https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/zaihyoupub/aggregate_results_2019.html)

## 児童福祉

### 令和2年度児童福祉週間標語

やさしさに つつまれそだつ やさしいところ  
(北澤佳奈さん 13歳 和歌山県)

《児童福祉週間について》



子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会をつくっていくことが重要です。

このため、政府では、すべての子どもと子育てを大切に作る取り組みを進めています。

また、こうした社会づくりを大人任せにするのではなく、どのような社会が理想なのか、子どもたちの一人一人がそれぞれの意思で新しい未来を築いて行こうとする取り組みを進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備していくことも求められています。

こうした中、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～5月11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っております。(厚生労働省)

# 新型コロナウイルス感染症 ～緊急事態宣言より～

政府は特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令しています。また改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業については、特に支援が必要な方々の居住や支援に係る生活支援関係事業者として緊急事態宣言時に事業の継続が求められています(下記資料参照)。しかしその一方で「患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する」と定められており、在宅の要介護者に対するサービスの在り方を検討する必要があります。

また保育についても「厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、…医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。」とされていますが、具体的な対応は各地方公共団体に委ねられているようです。(総合福祉研究会)

## 【緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者(抄)】

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ①インフラ運営関係、②飲食物品供給関係、③生活必需物資供給関係、④食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係、⑤家庭用品のメンテナンス関係、⑥生活必需サービス、⑦ごみ処理関係、⑧冠婚葬祭関係、⑨メディア、⑩個人向けサービス

### 4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ①金融サービス、②物流・運送サービス、③国防に必要な製造業・サービス業の維持、④企業活動・治安の維持に必要なサービス、⑤安全安心に必要な社会基盤、⑥行政サービス等、⑦育児サービス

### 5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場など)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。